

要 望 書

全国市議会議長会は、平成30年度社会文教施策について
別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におか
れましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成29年11月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 山 田 一 仁
(札幌市議会議長)

全国市議会議長会社会文教委員会
委 員 長 佐 藤 晶 二
(久留米市議会議長)

目 次

1	地方創生及び地方分権改革の推進	1
2	防災・減災対策の充実強化	3
3	医療保険制度	5
4	地域医療施策	8
5	保健衛生施策等	11
6	介護保険制度	14
7	少子化対策等	17
8	雇用対策	21
9	社会福祉施策	23
10	環境保全施策	27
11	文教施策	30

1 地方創生及び地方分権改革の推進

我が国が将来にわたり活力ある社会を維持し、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保していくためには、地方創生の推進が不可欠である。

国が、新たな施策により地方創生の取組を深化・加速化する中、地方は、それぞれが策定した地方版総合戦略等に基づき、地方の創意工夫を活かした施策を進めているが、地方創生に係る事業を円滑に実施するためには、必要な財源を継続的に確保することが極めて重要である。

また、その推進に当たっては、国及び地方がそれぞれの役割分担を踏まえつつ、相互に連携を図りながら、一体となって課題に取り組むことが重要であるとともに、その基盤となる地方分権改革の更なる推進が不可欠である。

よって、国においては、地方創生及び地方分権改革の推進に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方創生の推進について

- (1) 地方が自主性・主体性を最大限発揮して継続的に地方創生に取り組めるよう、平成 29 年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1 兆円）を拡充・継続すること。
- (2) 「地方創生推進交付金」については、長期にわたり施策が展開できるよう継続的なものとし、総額の確保を図るとともに、事業申請に係る手続を簡素化すること。

また、地方創生関連補助金等については、要件の緩和など弾力的な取扱いを図ること。

平成 30 年度概算要求において創設が盛り込まれた産官学連携に

よる人材育成や産業振興を支援する「地方大学・地域産業創生交付金」については、所要額を確保するとともに、地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を図ること。

- (3) 地方大学は、地域の将来を支える人材や産業の育成に大きく貢献し、地方創生にとって重要な役割を担っていることから、地方が行う地方大学振興のための諸事業に対し、財政支援措置を講じるなど、地方大学等の運営基盤を充実すること。

2 地方分権改革の推進について

- (1) 地方分権改革については、地方分権改革推進委員会の累次にわたる勧告に基づき着実に進展してきているところである。現在は、4年目を迎える提案募集方式により、地方からの具体的な提案が提出され、検討が進められている。

今後、地方からの提案の実現に向けて積極的に検討・採用を行うとともに、地方が自主的・主体的な取組を行うことができるよう、「従うべき基準」の参酌すべき基準化を含めた更なる義務付け・枠付けの見直し、国から地方及び都道府県から基礎自治体への更なる事務・権限の移譲を行うこと。

なお、事務・権限の移譲等に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の課題については、地方の自主性・主体性を十分踏まえ、対応すること。

- (2) 地方分権改革の進展により、地方議会の役割は一層重要性を増していることから、議会の自主性・自律性をより高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、地方議会の活動を制約している法令上の諸規定の更なる見直しを図ること。

2 防災・減災対策の充実強化

近年、我が国では、東日本大震災、平成 28 年熊本地震、鳥取県中部地震をはじめ、集中豪雨・土砂災害、火山噴火等、大規模な自然災害が多発し、各地に甚大な被害をもたらしている。昨年 12 月には、新潟県糸魚川市市街地での大規模な火災も発生し、本年 7 月には、九州北部豪雨災害に見舞われた。また、南海トラフ地震、首都直下地震の発生の切迫性が指摘されているところである。

こうした災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためには、ハード面・ソフト面の様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務となっている。

よって、国においては、防災・減災対策の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地震・津波・火山防災対策の充実強化について

- (1) 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」「災害対策基本法」「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」「首都直下地震対策特別措置法」等に基づく施策の着実な推進を図るとともに、地方自治体の負担軽減措置を拡充すること。
- (2) 地震、津波及び火山噴火による被害を最小限にするため、観測・監視体制の強化を図ること。

2 台風・集中豪雨対策等の充実強化について

- (1) 頻発する台風や集中豪雨などによる被害を防止・軽減するため、ハード・ソフト対策を連携させた水害・土砂災害対策の推進を図る

こと。

- (2) 台風・集中豪雨等による被害を防止・軽減するため、気象観測体制の強化を図ること。

3 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

地方自治体が計画的にインフラの防災・減災対策、老朽化対策等の事業を執行できるよう、防災・安全交付金の所要額の確保など十分な支援措置を講じること。

4 災害復旧・復興支援対策の充実強化について

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興対策に万全を期すため、災害復旧・復興事業に要する経費の地方負担に対する支援措置の充実強化を図ること。
- (2) 被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、災害救助法に基づく支援及び被災者生活再建支援制度等の拡充を図ること。

5 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、速やかに万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

6 消防防災体制の充実強化について

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

3 医療保険制度

医療保険制度は、高齢化の急速な進行に伴う医療費の増加等による給付費の増大により、極めて厳しい状況にある。こうした中、今後も国民皆保険制度を維持していくためには、医療保険制度を一本化するなど抜本的改革が必要である。

また、抜本的改革の過程においては、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の安定的な運営のため、その運用改善や財政措置などの対策も求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 医療制度改革について

国民健康保険制度と他の保険制度との負担の公平化を図り、長期的に安定した制度となるよう、国の責任において、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化等の抜本的な改革を早期に行うこと。

なお、制度改革を行うに当たっては、地方自治体の意見を十分尊重し、新たな地方負担や保険料(税)負担が生じないよう配慮すること。

2 国民健康保険制度について

(1) 新たな国保制度の円滑な実施に向け、国は地方自治体に対する積極的な情報提供を行うとともに、地方と十分協議の上、被保険者の利便性等を考慮して新制度移行を進めること。また、新制度移行後においても、医療保険制度の安定的運営が持続するよう改革に取り組むとともに、被保険者ならびに市民に新たな負担が生じることがないように対処すること。

(2) 新制度移行に伴う電算システム改修経費等に係る地方の財政負担

の軽減に努めること。

- (3) 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国保運営に当たることに伴い、保険料（税）の平準化等による被保険者負担の増加に対する激変緩和措置を適正に講じること。
- (4) 国民健康保険制度改革の実施に当たっては、平成 27 年度から実施された保険者への財政支援の拡充 1,700 億円とあわせ、平成 28 年 12 月の社会保障制度改革推進本部決定により確約した平成 30 年度以降の毎年約 1,700 億円等の財政支援について、国の責任において確実に行うこと。
- (5) 国民健康保険制度の安定した運営が可能となるよう国庫負担割合を引き上げること。また、子どもの医療費助成等の地方単独事業を実施している市町村に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、未就学児について廃止が決定されるなど一部改善が見られるものの、極めて不合理な措置であることから直ちに全て廃止すること。
- (6) 低所得者層に対する保険料（税）の負担を緩和するため、保険料（税）軽減制度の更なる拡充を図ること。
- (7) 保険料（税）の統一的な減免制度を創設するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (8) 保険者に義務付けられる特定健診、特定保健指導に係る事業費等について、実態に即した基準単価の引上げなど十分な財政措置を講じること。
- (9) 被用者保険の資格喪失情報については、保険者への通報制度を確立するとともに、市町村からの照会に対して情報提供が得られるよう配慮すること。
- (10) 保険料（税）の徴収事務の委託に係る経費について、市町村の負担が生じないよう必要な財政措置を講じること。
- (11) C型肝炎新薬の影響による医療費増加に対する措置として、特別調整交付金による支援措置を講じること。

(12) 国民健康保険制度の普通調整交付金の配分方法等の見直しについては、標準的な医療費水準に基づく普通調整交付金等の配分により、インセンティブ機能を強化する方向性が示されているが、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は大変重要であることから、これまでの国と地方との協議を踏まえ、平成30年度以降においても、その機能は維持すること。

3 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療保険料における軽減特例の見直しに当たっては、低所得者に十分配慮した激変緩和措置を講じること。

4 地域医療施策

地域医療は、深刻な医師不足・偏在などにより、非常に厳しい状況下に置かれていることから、住民が安心して一次医療から三次医療まで必要な医療を持続的に受けられる施策を講じることが求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 医師不足・偏在対策等について

- (1) 医師不足や医師の地域偏在を是正するため、明確な医師需給見通しに基づく医師確保の基本方針を定め、計画的な医師養成を進めるとともに、効果的な地域別・診療科目別の医師偏在是正策に取り組むこと。また、大学医学部入学定員の増員措置を引き続き講じること。
- (2) 当初の計画を1年延期し平成30年度の開始に向けて調整が行われている新しい専門医制度の運用等に当たっては、地域医療を担う医療機関の役割を踏まえ、医師の偏在が更に進むことのないよう、慎重に対応すること。
- (3) 医師に対して一定期間の地域医療への従事を義務付けるなど、抜本的な対策を早急に講じるとともに、都道府県域を越えた実効性のある医師派遣制度を確立すること。
- (4) 都道府県の地域医療対策協議会が中小病院への医師派遣を安定的にできるよう、その取組に対する支援を充実強化すること。
- (5) 医師不足が深刻な産科・小児科等の医師確保のため緊急的かつ実効性のある支援措置を講じるとともに、中小病院における総合診療医を育成・定着する仕組みを構築すること。
- (6) 臨床研修医の地域への適正配置、充実した臨床研修体制の整備を促進すること。

- (7) 女性医師及び看護職員等が仕事と出産・育児等を両立できるよう、院内保育所の整備、復職研修の充実及び短時間勤務制の導入など、働きやすい職場環境の整備を促進すること。
- (8) 看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地元への定着等を図るため、養成機関や研修体制の充実及び勤務環境の改善等適切な措置を講じること。
- (9) 産科や救急医療等の診療分野で医師等の労働環境の改善を図るため、医療補償制度の拡大など業務負担軽減対策を講じること。
- (10) 地域医療介護総合確保基金については、医療従事者の確保・養成、在宅医療の推進、病床機能分化・連携を図るため、十分な財政措置を講じるとともに、不断の見直しを行い、真に実効性のあるものとする。
- (11) 原子力災害の影響等による東北地方の深刻な医師不足の状況に鑑み、当該自治体に取り組む地域医療の確保・充実のための施策に対し、十分な財政支援措置を講じること。

2 救急医療の充実確保について

- (1) 救急医療体制を確保するため、二次救急医療機関において不足する医師を安定的・継続的に派遣するなど実効性のある対策を講じること。
- (2) 周産期医療及び小児救急医療に係る医師確保と地域への均衡ある配置の実現を図るとともに、医療体制の充実強化のための財政措置を講じること。
- (3) 軽度な症状でも安易に夜間・休日の救急医療機関を受診する、いわゆる「医療のコンビニ化」が医師の過酷な勤務環境の誘因となるため、医療機関の適切な受診を心がけるよう広く国民に啓発すること。

3 自治体病院への財政措置等について

- (1) 地域医療の中核を担う自治体病院の経営基盤安定のため、特に、小児医療、救急医療、精神科医療、へき地医療、高度医療及び周産期医療等に対して、地方交付税措置等を拡充強化するとともに、自治体病院の存続による診療体制の強化を図るための支援策を講じること。
- (2) 自治体病院における勤務医の確保のため、勤務実態を踏まえた処遇改善等に係る財政措置等の支援策を講じること。

5 保健衛生施策等

健康で安全・安心な生活を確保するため、食の安全確保、感染症対策、がん対策、自殺防止対策など保健衛生施策の充実が求められている。よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 薬物乱用防止対策について

青少年に対し、薬物乱用の危険性についての正しい理解と規範意識の醸成のための薬物乱用防止教育を徹底し、青少年が薬物の乱用に巻き込まれないよう、引き続き、未然防止策を強化するとともに、薬物乱用の根絶を図るための施策を推進すること。

2 感染症対策について

今後発生する恐れのある新たな感染症について、発生予防、発生した場合のまん延防止対策及び医療体制の整備に万全を期すこと。

3 定期予防接種について

定期予防接種については、現在、その負担の9割が普通交付税措置されているところであるが、地方自治体の財政基盤や被接種者の経済状況によらず、対象者のすべてが接種できるよう、当該接種費用を全額措置すること。

4 5歳児健診の実施に向けた体制整備について

発達障害の早期発見・早期支援を行うための5歳児健診の制度化及び実施に向けた体制整備を図ること。

5 がん検診の推進について

- (1) がん検診の受診率向上のため、がん検診に係る事業費について十分な財政措置を講じること。
- (2) 女性特有のがん検診推進事業については、その継続を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

6 ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン接種について

- (1) HPVワクチン接種については、国の審議会における検討経緯等を踏まえ適切に対応すること。
- (2) 子宮頸がん予防ワクチンの接種と副反応について、早期にその因果関係を解明し、治療法の確立に向けた取組の更なる推進を図るとともに、医療従事者に対し適切な情報提供を行うこと。
- (3) 既存の予防接種健康被害救済制度の積極的な適用を図るとともに、定期接種以前の被害者も含めた子宮頸がん予防ワクチン接種に係る独自の救済制度を創設すること。

7 食品安全対策について

食品の安全に対する不安や不信を払拭するため、食品の安全確保に関する施策を総合的に推進すること。

8 水道事業について

- (1) 安全で良質な水道水の安定的な供給を確保するため、水道事業への財政措置を充実すること。特に、震災時における住民のライフライン機能強化等のため、補助採択基準の緩和、補助対象の拡大及び補助率の大幅な引上げ等、水道施設に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 簡易水道事業と上水道事業の統合による不要財産の処分（解体）に係る繰出基準等を新設するとともに、簡易水道等施設整備費国庫補助（生活基盤近代化事業）に係る採択要件の緩和、補助率等の拡

充を図ること。

9 自殺防止対策について

地方自治体をはじめ関係機関との連携を強化するとともに、必要な財源を確保し、実効性ある自殺防止対策を講じること。

6 介護保険制度

介護保険制度の保険者である市町村は、利用者の増加等による給付費の増大などにより、厳しい財政運営を強いられている。

今後の超高齢社会に対応し、安定的に制度を運営するためには、市町村における事業実施の状況等を踏まえた制度設計及び各地方自治体への財政支援等の拡充が必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 制度改正等について

(1) 介護予防給付の地域支援事業への移行については、市町村の財政力や基盤整備状況等の差異を踏まえ、要支援者がサービスを継続して受けられるとともに、安定的な事業実施ができるよう十分に配慮し、適切な支援と所要の財政措置を講じること。

なお、事業枠の設定については、市町村における多様な事業実施の状況等を踏まえ、弾力的な対応を図ること。

また、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」については、平成 29 年 4 月からすべての市町村において開始されたが、市町村の実情等を踏まえ、人材や受皿の確保、生活支援サービス等を担う NPO 等の参入促進のための支援策を充実すること。

(2) 特別養護老人ホームへの新規入所者資格は、原則、要介護 3 以上に限定されているが、市町村における施設サービスや居宅サービスの整備状況は多様であることから、地域の実情を踏まえた柔軟な対応が可能となるよう制度を見直すとともに、所要の財政措置を講じること。

- (3) 救護施設等の福祉施設については、「住所地特例」の対象とすること。
- (4) 介護報酬の改定に当たっては、適切な人材の確保、サービスの質の向上などを図るため、市町村における事業実施の状況等を踏まえ、適切な報酬の評価・設定を行うこと。

2 低所得者対策について

低所得者については、国の責任において、保険料及び利用料の軽減措置をはじめとした財政措置の更なる充実を図ること。特に、社会保障・税一体改革による第1号保険料の低所得者保険料軽減強化のための1,400億円を確実に確保すること。

3 介護サービスの基盤整備について

- (1) 地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を促進するため、地域医療介護総合確保基金の配分に際しては、地方自治体の意向を十分に踏まえ、柔軟に活用できる制度とするとともに、将来にわたり必要な財源を確保すること。
- (2) 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、国の責任により、当該システムの中核を担う人材の確保・育成を図ること。
また、地域において医療・介護等関係機関の連携が図られるよう、十分な支援策を講じること。
- (3) 介護サービスの基盤整備のため、特別養護老人ホーム等の施設整備に対する財政措置を拡充すること。

4 人材の確保・介護従事者の養成について

- (1) 安定的に介護人材を確保していくため、介護職員の処遇改善などの抜本的な対策に早急に取り組むとともに、外国人を含む多様な人材の確保やキャリアパスの確立などの施策を強力的に推進すること。
- (2) 介護従事者となるための資格取得費用の貸与又は一定額の補助制

度を早期に創設すること。

- (3) 介護従事者のスキルアップ及び円滑な業務遂行のため、研修制度の充実を図ること。
- (4) 介護従事者の就労環境の整備及び事業所の安定運営のための財政措置等、介護従事者が働きやすい環境づくり、離職しない体制づくりを行うこと。

5 財政運営について

- (1) 介護給付費国庫負担金の負担割合を引き上げること。また、調整交付金については、国の負担金とは別枠として措置すること。
- (2) 調整交付金については、保険者の責めによらない要因による第1号保険料の水準格差の調整を行うものであることから、その機能を損なうような見直しは行わないこと。
- (3) 財政安定化基金の財源については、国及び都道府県の負担とすること。

7 少子化対策等

我が国においては、長年にわたり合計特殊出生率が低水準にあり、少子化傾向は依然として深刻な状況にある。

少子化の進行に歯止めをかけるためには、誰もが安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに育つことができるような社会的支援と環境整備が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 少子化対策等の充実に係る安定財源の確保について

地方自治体が行っている少子化対策の推進に支障が生じることのないよう、消費税・地方消費税の引上げが実施されるまでの間を含め、将来にわたり必要な財源を確実に確保すること。

2 少子化対策に資する新たな税制について

少子化の厳しい現状を抜本的に改善するため、子どもが多いほど有利になる制度の創設など、所得税・個人住民税における諸控除のあり方をはじめ、少子化対策に資する新たな税制について幅広く検討すること。

3 子ども・子育て施策について

- (1) 幼保一元化の推進のため、国の所管を早期に一本化すること。
- (2) 子ども・子育て支援新制度の実施のため、必要とされている1兆円超程度の財源総額を確実に確保するとともに、地域の実情に応じた施策の展開ができるよう、地方自治体へ権限と財源を付与すること。

- (3) 平成 27 年度から実施された「子ども・子育て支援新制度」における認定こども園への移行に際しては、施設整備費や運営費について十分な措置を行い、移行に伴って自治体の財政負担や事務が増えないうように配慮するとともに、引き続き情報提供に努めること。
- (4) 幼稚園等の認定こども園への移行を促進するため、施設の収入面での不安や新制度移行に伴う事務負担増大等の懸案事項の解消を図る措置を講じること。

4 地域少子化対策重点推進交付金の拡充と運用の弾力化

地域少子化対策重点推進交付金制度は、新たな少子化対策を後押しする役割を果たしていることから、少子化対策に特化した現行制度の枠組を確保した上で、成果を挙げている先行事例を全国で展開できるよう財政措置の拡充と運用の弾力化を図ること。

5 子ども医療費に関わる全国一律の国の制度の創設について

医療費助成の対象を義務教育終了までとするなど、子ども医療費に関わる全国一律の国の制度を創設すること。

6 不妊治療への財政措置について

不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、同治療に対する助成制度の拡充を図ること。

7 待機児童解消に向けた積極的な取組の推進

- (1) 待機児童解消に必要な保育の受皿の整備や、人材確保等を図る「子育て安心プラン」の実施に必要な費用については、国の責任において安定財源を確保すること。
- (2) 保育士の処遇改善や潜在保育士の就職・再就職支援の強化等による保育人材の確保、保育の受皿拡大等を通じた待機児童解消のための対策を強化し、加速化すること。なお、保育士の処遇改善につい

ては、国の責任において地方負担分も含め安定財源を確保すること。

また、病児保育事業やファミリーサポートセンター事業など多様な保育サービスを拡充すること。

(3) 全ての施設が安定的に運営できるよう、保育に係る公定価格を適切に設定すること。また、保育所等施設整備交付金について、十分な財政措置を講じるとともに、地域の実情に応じた柔軟な運用を可能とすること。

(4) 施設の整備はもとより、保育士の処遇改善につながる財政支援等、保育士確保のための対策を講じること。また、仕事と家庭を両立できる環境づくりを進めるため、更なる育児休業期間の拡大、育児休業時の経済的支援及び企業への啓発等により育児休業の取得率の向上を図るなど、待機児童解消につながる対策を講じること。

8 放課後児童対策について

(1) 放課後子ども総合プランの充実を図るとともに、各事業に対する財政措置を拡充すること。

(2) 地域における子育て支援の拠点としての機能が万全に発揮できるよう、保育所及び児童館・放課後児童クラブへの十分な財政措置を講じること。併せて、民間保育所の保育士等の処遇改善のため、補助事業の創設を図ること。

9 児童虐待防止対策について

(1) 児童福祉法の改正（平成29年4月施行）により、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関に専門職を配置することが義務付けられたことに伴う有資格者の確保等のための費用について、地方交付税等による財政措置を講じること。

(2) 児童養護施設等については、「社会的養護の課題と将来像」に掲げられた職員配置基準の引き上げ以外の項目を実現するとともに、職員配置基準に係る「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（厚

生労働省)の改正を行う際には、一定の経過措置を設けるよう配慮すること。

10 子どもの貧困対策等の抜本強化

- (1) 地方自らが策定する子どもの貧困対策計画などの内容に沿ったきめ細かな取組を後押しするため、平成 27 年度補正予算で創設された「地域子供の未来応援交付金」について、予算の恒久化と運用の弾力化を図ること。
- (2) 子育て力の向上を支援する人材の確保やひとり親家庭への支援など、保護者に対する支援策の抜本強化を図ること。また、ひとり親家庭の就労形態の転換促進や児童養護施設等の子どもたちの自立支援の充実など、特に厳しい環境におかれた子どもたちへの支援等の抜本強化を図ること。
- (3) 必要な学力を確実に身につけられる体制の整備や放課後児童クラブ等の要件緩和、スクールソーシャルワーカー等の配置のための十分な財源確保、公私間格差の是正や給付型奨学金の拡充等による教育費負担の軽減など、教育面における貧困家庭に対する施策を充実すること。
- (4) 子どもたちが将来に健全な夢を持つことができるよう、人格形成に大きな影響を与える学校教育の段階において、ライフ・デザイン教育を推進すること。

11 認可外保育施設への公的支援拡充について

平成 28 年 4 月から幼児教育無償化に向けた段階的取組として、多子世帯等の保育料等の軽減拡充がなされているが、完全無償化までの措置として、認可外保育施設に対する認可保育所・地域型事業施設への移行を促すための支援を強化するとともに、施設環境整備や運営面で支援を図ること。また、ひとしく子育て家庭の経済負担を軽減するため、認可外保育施設も国の多子世帯等の保育料等軽減制度の対象施設とすること。

8 雇用対策

我が国の雇用情勢は、昨今の景気回復基調により持ち直しの動きが続いており、完全失業率は低下しつつあるものの、依然として厳しい状況にあることから、地域雇用対策や若年者雇用対策の、より一層の充実が求められている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地域雇用対策について

地域住民の雇用の場を確保し、その安定を図るとともに能力開発・再就職支援対策等を強化すること。

また、地方自治体の実施する雇用安定・創出の取組に対する支援を充実すること。

2 若年者雇用対策について

フリーター、ニート等の自立を支援し、若者の正規雇用を拡充するため、総合的な就業支援の強化など若年者雇用対策を充実すること。

3 雇用環境の改善・女性の活躍推進について

(1) 若者や女性がより働きやすい環境を整備するため、正社員雇用の拡大、非正規雇用労働者の正社員への転換の促進など、地方における雇用環境の改善に資する制度の充実を図ること。

(2) 女性の管理職登用・職域拡大や、女性リーダーの育成を図るなど、女性就業率や指導的地位に占める女性の割合を着実に高める施策を講じること。

(3) 仕事をしていた女性が出産・育児や介護を理由に退職することの

ないよう、仕事と家庭の両立支援対策の推進や、貧困等困難を抱えた女性が安心して暮らせる環境整備など、女性の活躍に関する政策の強化を図ること。

4 新たな雇用創出事業の実施について

従来 of 緊急雇用対策を見直し、以下のとおり新たな枠組みで雇用創出事業を実施すること。

- (1) 委託先に対して一定割合の事務費を支給するなど、民間企業等が容易に受託できるようにすること。
- (2) 雇用期間の制限を課さないこと。
- (3) 設立後間もない企業やNPO等の育成を目的として、一定の収益を認めること。
- (4) 事業の民間企業提案枠を創設すること。

9 社会福祉施策

すべての人々が安心して社会生活を営んでいくためには、障害者施策、認知症対策、生活保護制度及び年金制度等の社会福祉施策の着実な推進と実務を担う地方自治体への財政支援が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 障害者施策について

障害者総合支援法における自立支援給付のうち、訪問系サービスに係る国庫負担基準は、市町村におけるサービス支給実態を反映しておらず、市町村に財政負担を強いていることから、国庫負担基準を撤廃するとともに、市町村が支弁した額の2分の1を国が負担するよう財政措置を講じること。

2 認知症対策について

- (1) 学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法の確立、ケアやサービスなど総合的な施策について、具体的な計画を策定することを定めた「(仮称)認知症の人と家族を支えるための基本法」を早急に制定すること。
- (2) 認知症に見られる不安、抑うつ、妄想など行動・心理症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。
- (3) 家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの好事例(サロン設置、買物弱者への支援等)を広く周知するとともに認知症の方々が地域で暮らせるための環境整備を一層進めるための支援を強化すること。
- (4) 新オレンジプランの効果を見極めるため、当事者や介護者の視点

を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

3 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度について

(1) 生活保護に係る経費については、国標準の査察指導員及び福祉事務所現業員（ケースワーカー）の配置に係る人件費等を含め、必要な経費について全額国庫負担とすること。

なお、全額国庫負担に至るまでの間、地方自治体の負担増に対し適切な財政措置を講じるとともに、級地区分を地域の実情に即して見直すこと。

(2) 原則、金銭給付である生活扶助等について、現物給付要件の緩和等を図ること。

(3) 稼働可能層の就労自立を促進するため、生活保護制度に優先する「雇用・労働施策」を国の責任において実施するとともに、高齢者層については、生活保護から分離し、年金制度と整合した「生活保障制度」を新設すること。

また、生活保護との整合性を持たせるため、年金などの社会保障制度や最低賃金制度等を見直すこと。

(4) 不正受給を防止するため、実施機関の調査権の強化や現物給付への転換などを図るとともに、貧困ビジネス事業者に対する適切な法規制を行うこと。

(5) 医療扶助等（介護扶助、施術を含む）の適正化に向け、過剰な医療行為を審査・制限する仕組みや基準の設置、一部自己負担の導入、不正行為に対する罰則の強化など対策を講じること。

(6) 各種生活支援サービスを提供している民間住宅に居住する高齢の生活保護受給者が、適切にサービスを受けられるよう、必要な措置を講じること。

(7) 生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習援助事業について、国の補助割合の拡充を図ること。

4 年金制度の運用について

正しい年金記録に基づき適切な給付が行われるよう、情報管理の徹底を図ること。また、未加入・未納者の解消を図るため、各種対策を一層強化すること。

5 骨髄移植ドナーに対する支援の充実

- (1) 事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインにおいて、ドナー休暇制度を明示するなど企業等の取組を促進すること。
- (2) ドナーの休暇を制度化するとともに、ドナーが骨髄等の提供に伴う入院、通院、打合せ等のために休業する場合の補償制度を創設すること。

6 医療的ケア児支援について

- (1) 医療的ケア児支援の先進事例の情報を集積し、医療・福祉の連携体制の構築及び保育・学校現場等での運用に資する積極的な情報提供を行うこと。
- (2) 地方自治体等が保育・学校・通所支援等の現場で医療的ケア児を受け入れる際の課題について、必要な措置を講じることができるよう財政面等での支援を行うこと。
- (3) 医療的ケア児支援のための人材確保や人材育成のための予算措置のさらなる拡充等、必要な措置を実施すること。
- (4) 医療的ケア児を受け入れ可能な児童発達支援事業や放課後デイサービス等のサービス提供事業所の増加等、社会資源不足の解消に向けて財政面での支援を拡充すること。
- (5) 居宅訪問型の一時保育制度や保護者に代わって居宅で宿泊を伴いケアすることが可能となるような制度を創設する等、医療的ケア児の支援策の拡充に向けて具体的な施策や制度改正を早期に検討し実施すること。

7 民生委員・児童委員の活動環境の整備について

民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整備するため、なり手不足対策としての企業等への働きかけを強化するとともに、地域支援者間における個人情報の共有に係るガイドラインの構築や民生委員活動費等の見直しを図ること。

10 環境保全施策

環境・生態系を保全し、循環型社会への転換を図るため、地球温暖化対策、廃棄物処理対策、各種リサイクル制度などの各種施策が国と地方の連携の下に推進されている。これら各種施策の実務を担う地方自治体の果たす役割は大きく、その円滑な運営には、種々の施策の改善と適切な財政支援が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地球温暖化対策について

温室効果ガスの大幅削減に向けて、地方自治体が行う地域における再生可能エネルギーの普及とエネルギーの効率的利用を促す取組への支援を拡充強化するとともに、複数の地方自治体が共通の目標を掲げ、その達成のために連携して取り組む各種施策の推進に対して必要な支援を行うこと。

2 森林整備等のための税（森林環境税（仮称））について

地球温暖化対策、国土の保全や地方創生に資する森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るための税（森林環境税（仮称））については、地方の意見を十分踏まえ、創設に向けた具体的な制度設計を進めること。その制度設計に当たっては、税収を全額地方の税財源とするとともに、国・都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担及び税源配分のあり方などの課題について十分整理すること。また、現在、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係についても、地方の意見を踏まえてしっかりと調整すること。

3 廃棄物処理対策について

廃棄物処理・リサイクル施設の整備に対する財政措置を拡充すること。また、廃棄物処理施設の解体等に対して適切な財政措置を講じること。

4 リサイクル対策について

(1) 容器包装リサイクル制度について

拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任を強化すること。また、リターナブル容器等の普及拡大、デポジット制度の導入促進等により廃棄物の発生抑制を図ること。

(2) 家電リサイクル制度について

不法投棄家電製品のリサイクル費用等については、地方自治体の負担となることがないように対策を講じること。

また、家電の不法投棄を未然に防止するため、リサイクル費用のデポジット制の実施など、実効性ある施策を講じること。

5 海岸漂着物対策について

地方自治体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、引き続き財政措置を講じること。

6 アスベスト対策について

建築物等の解体時等における飛散予防の徹底、不適正処理対策の強化等を着実に行うこと。

また、学校、医療機関などの公共施設のアスベスト対策については、所要の財政措置を講じること。

7 皮革排水処理施設について

皮革排水処理に対する抜本的な支援制度を創設すること。

8 放射性物質モニタリングについて

海域及び水環境のモニタリングについて、対象範囲を適切に設定し、定期的かつ継続的な実施を図ること。

11 文教施策

各地方自治体においては、独自の財源による少人数学級や特区制度の活用など様々な施策を展開しているが、子どもたちの豊かな人間性や創造性を育む教育を推進するためには、文教施策の更なる充実強化を図ることが不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 教育予算の拡充について

- (1) 我が国の将来を担う子どもたちが確実に教育を受けることができるよう、学校施設整備費はもとより、就学援助・奨学金などを含む総教育予算の拡充を図ること。
- (2) 教育の機会均等とその水準の維持向上を図るとともに、国際社会の中で活躍できる心豊かでたくましい人づくりのため、国内総生産に占める初等・中等教育費（国費）の割合の増大をはじめ必要な国庫負担を確保すること。
- (3) 幼児教育無償化の段階的推進など教育費の更なる負担軽減の取組を進めるに当たっては、地方負担分も含めて財源をしっかりと確保すること。

2 教職員等の人材と財源の充実確保について

いじめや不登校など複雑かつ困難な課題に対処できるよう、教育現場を預かる地方自治体と丁寧協議し、国の責任において加配定数を含む教職員等の人材と財源の充実確保を図ること。

3 少人数教育の推進について

定数改善計画の早期策定・実施、小学校第2学年から中学校第3学年までの学級編制基準の35人への引下げなどにより、地域や学校の実情に応じたきめ細かな少人数教育を更に推進すること。

4 特別支援教育について

- (1) 特別支援教育の実施については、必要な教職員、支援員等の確保や研修など施策を充実し、十分な財政措置を講じるとともに、継続的な支援員を確保し配置できるよう、「支援員派遣事業」の補助制度を創設すること。
- (2) 特別支援学級の学級編制基準については、知的障害児学級は5人、自閉症・情緒障害児学級は3人に引き下げるなど充実を図ること。

5 いじめ対策の推進について

- (1) いじめ防止対策推進法の施行に伴い必要となる、心理や福祉に関する専門的知識及び豊富な経験を有する者の派遣に対する財政支援措置等を講じること。
- (2) 子どもの立場に立ったスクールカウンセラーのあり方について、地方自治体と協議を行った上で、いじめ防止対策の推進を図ること。
- (3) 養護教諭の大規模校常勤複数体制の確立を図ること。

6 学校施設の老朽化・耐震化対策等について

学校施設の老朽化や耐震化、防災機能の強化等に対する学校施設環境改善交付金対象事業に必要な財源の確保と財政措置を講じること。

また、学校施設環境改善交付金交付要綱に定める対象工事費の下限額を緩和するとともに、既存施設の延命化を図るための一部改造や小規模な改造についても対象事業とするなど、交付基準の緩和、対象事業費・対象施設の拡大を図ること。

7 食物アレルギー事故防止対策について

学校等における食物アレルギー事故防止に向けた取組に対し、技術的・財政的な支援及び関係法令の整備など十分な措置を講じること。

8 栄養教諭・学校栄養職員の増員による食育の充実について

食物アレルギー等の個人の課題にも対応したきめ細かな給食を実施するとともに、更なる食育の充実を図るため、栄養教諭・学校栄養職員の配置基準を早急に見直すこと。

9 地方大学等の運営基盤の充実について

学生の卒業後の地方での就職・定住につなげるため、教職員定数や地方の国立大学の運営費交付金等の拡充、大学や専門学校等の新設・地方移転に伴う施設整備等に対する支援制度の創設など地方大学等の運営基盤を充実すること。加えて、地域の課題解決に積極的に取り組む地方大学に対しては運営費交付金等を増額するなど優遇措置を行うこと。

10 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた地域における取組への支援と環境整備について

- (1) 各国代表選手の事前合宿の誘致、観光プログラムの実施などを通じて、日本全国に東京大会開催の効果が波及するよう努めること。
- (2) 共生社会の観点からオリンピック・パラリンピック両大会の選手等に配慮した上で、スポーツを科学的に研究支援する施設の地方拠点を設けること。
- (3) 大会開催を契機にスポーツの持つ多様な効果を活用し、子どもから高齢者までが健康で生きがいの持てる社会を構築できるよう、特に自治体が進めるスポーツを活用したまちづくりや地域づくりに対し支援を行うこと。
- (4) 関連施設へのアクセス強化に向けた交通通信インフラの整備、ハ

ード・ソフト両面にわたるバリアフリー環境整備の促進を図ること。

(5) 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催は、日本の文化を今以上に世界に発信する好機であり、その際に日本文化の源流といえる縄文文化を発信することは、歴史的観点からも大きな意義のあるものと考えられることから、火焰型土器の聖火台への採用をはじめ、縄文の先人達の息吹を伝える土偶などの遺物を各種の造形に活用すること。

(6) 東京オリンピック・パラリンピックを活用した地方の魅力発信と活力創出のため、全国各地の総合文化祭を文化プログラムに位置付けること。

